

エコファーマーマーク使用基準

平成 15 年 2 月 21 日制定
平成 21 年 3 月 31 日改訂
全国農業協同組合中央会
(全国環境保全型農業推進会議事務局)

(目的)

- 第 1 条 エコファーマーの認知度を向上し、一層の普及・拡大を図ることを目的として定められた「エコファーマーマーク」(以下「マーク」という。)について、その適正な使用を確保するため、この使用基準を定める。
- 2 この基準においてエコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下「持続農業法」という。)に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を都道府県知事に提出し認定を受けた農業者をいう。

(図柄等)

- 第 2 条 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、使用規程のとおりとする。
- 2 マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。但し、容器包装等デザイン上やむを得ない場合は、前項の規定にかかわらずマークの色を単色に変更することができる。

(マークの商標権)

- 第 3 条 マークに関する商標権は、全国環境保全型農業推進会議の事務局である全国農業協同組合中央会(以下「JA 全中」という。)が所有する。
- 2 このマークは、エコファーマーに限り使用できるものとする。
- 3 このマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。

(マークの使用)

- 第 4 条 マークは、導入計画に基づき生産された農産物に添付するシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。
- 2 マークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、原則として、マークの近傍に導入計画の認定を受けた都道府県名及び使用者の氏名(団体の構成員のすべてがエコファーマーである場合は当該団体名でも可)又は認定番号を明記するなどの方法により、使用者が特定できるようにしなければならない。
- 3 マークは「環境にやさしい農業をはじめました」又は「環境にやさしい農業を

行っています」もしくは「エコファーマー eco farmer」の文字とともに使用することとする。

- 4 「エコファーマー eco farmer」を用いる場合は、マークの近傍にエコファーマーの制度に係る説明を付すよう努めるものとする。ただし、名刺等に使用する場合であって、文字の識別又は印刷が困難な場合はこの限りでない。
- 5 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。

(マークの使用期間)

第5条 マークの使用期間は、使用者に係る導入計画の目標年限の範囲内とする。

(マークの使用料)

第6条 マークの使用料は、無料とする。

(マークの適正使用)

第7条 JA 全中は、使用者が本使用基準を遵守せずに、不正にマークを使用していると認める場合、適正な使用を確保するよう都道府県の協力を求める。

- 2 JA 全中は、マークの適正な使用に関し、その他、必要な事項については別途定めることができる。

付則

このマークは、平成15年6月1日から使用できるものとする。